

第7回 クラウドサービスの安全性評価に関する検討会 議事要旨

日時：令和元年 7月 12日（金） 10時 00分～12時 00分

場所：経済産業省 別館11階 1107各省庁共用会議室

議題：中間とりまとめ（案）に係るパブリックコメントの結果、中間とりまとめ以降のWGにおける検討状況、
監査シミュレーション等について

1. 中間とりまとめ（案）に係るパブリックコメントの結果について、事務局より説明
2. 中間とりまとめ以降のWGにおける検討状況について、事務局より説明
3. 監査シミュレーション等について、事務局より説明
4. 委員からの主な意見は以下のとおり。

【管理基準案について】

- 現状の基準案では、監査を行うときの基準と制度として、担保すべき基準との間に粒度の乖離があり、監査人が適切に監査を行うことが困難。
- 監査人が適切に監査を行うために、管理基準に対する実装ガイドラインを作り、実装ガイドラインを1つの例示として、この例示相当であればよいという形で運用することも考えられる。
- 政府統一基準と同ガイドラインの関係のように、基準のセキュリティ水準を実現する実務集としてガイドラインで具体的に規定する構造も考えられる。
- 仮にガイドラインを作成するとしたら、ガイドラインに記載している例示を実施している場合は管理基準上問題ないといえる。他方、ガイドラインに記載している例示以外の対策を実施している場合の判断を誰がどう行こうかが課題となる。
- 実際の技術判断は非常に難しく、世の中の全ての技術について把握している訳ではないので、実際の判断が本当に正しいかがよく分からない側面がある。
- ガイドラインは常に迅速な変更が可能ないようにすべきである。また、ガイドラインの修正を行うと同時に、監査においてガイドラインに載っていないものが出てきて判断が難しい場合には、それをリアルタイムに問い合わせができるような運用組織があることが望ましい。
- ガイドラインは必要であると思うが、他方、ガイドラインを積み上げて作成しては、陳腐化する可能性がある。

【監査について】

- 仮にガイドラインを作成し、それに基づき監査をすることで、クラウドの技術的な部分について、技術が進化した場合に、例示で挙がっているものとの関係をどうするか。標準監査手続を作っても陳腐化してしまう可能性があるというところを制度としてどのように担保するのか考える必要がある。
- 民間の立場から見たときに、監査報告書がどのような形の報告書になるのか。その監査報告書を見たときに、政府機関の方で何らかの形で判断して登録を行うかどうかを決めなければならない。それはどのような形で誰が決めることになるのか。それを最終的に登録簿に載せることになるが、例えばサービスの分類も幾つもあると思うので、登録簿に載せる際にどのような形で載せるのかが気になる。
- クラウドについてはサービスの変更や仕様の変更が頻繁に行われる。そのような変更があった場合に、再監査を行うのか、追加的に何か監査を行うのか、単なる報告でよいのか、そのあたりを定める基準を明確にすることが必要である。

【内部監査等の結果の利用について】

- 内部監査等の結果を利用できれば、どの程度費用が安くなるか、監査シミュレーションで展開できるとよい。
- 内部監査等の利用については、いろいろな企業が既にいろいろな監査を受けているので、それを全く無視するのは現実的ではない。まずはそれを再利用するという検討の方向はよいのではないかと思う。それをどのようなルールで行うのかという部分について、今後、監査WGの方でどのような場合に認めるかという線引きをはっきりさせて、その上で実際にプロバイダが監査の共通化を図っていくという方向性にするのがよいのではないかと思う。
- プロバイダの立場からすると監査の負担が軽い方がよい。監査主体の立場からも、コストや時間の面で有効であることを考えると、ある一定の品質の内部監査等の結果の利用は認めてもよいと思う。そのような観点で、証跡だけでなく、監査結果を使うことも認めてあげた方が効率的になる。ただし、内部監査等の結果を利用したことに対する説明責任は当然出てくると考えている。

【その他】

- 今は調達プロセス自体がデジタル化しており、言明書のフォーマットや、登録簿に載せる情報のフォーマットなどは、デジタル化することを前提として、検討を御願いたい。特に気になっているのは言明書に記載するクラウドサービスの範囲であり、デジタル化されていないと使いづらい。管理策が対象外になっているものや、管理策として対応しているものが言明書に出てくるはずであるので、そういう所もある程度デジタル化されていないと結構使いづらいのではないかと考えている。
- 今回の制度について期待している業界がたくさんあるので、産業界との会話があってもよいのではないか。それに向けた準備の検討も御願いたい。

- 中間とりまとめ（案）の扱い。
議論を踏まえた中間取りまとめ（案）の修正については、座長に一任とし、事務局と相談の上、中間取りまとめとして公表することとなった。

(以上)